

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	宇和島市、松野町、 愛南町、鬼北町

南予地域鳥獣被害防止計画

市町名	担当部署	所在地	電話番号 FAX 番号	メールアドレス
鬼北町 (代表)	農林課	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字近永 800 番地 1	0895-45- 1111 0895-45- 1119	nourin@town.kihoku.ehime.jp
宇和島市	農林課	愛媛県宇和島市曙町 1 番地	0895-24-1111 0895-24-1270	norin@city.uwajima.lg.jp
松野町	農林振興 課	愛媛県北宇和郡松野町 松丸 343 番地	0895-42-1114 0895-42-1119	m-nourin@town.matsuno.ehime.jp
愛南町	農林課	愛媛県南宇和郡愛南町 城辺甲 2420 番地	0895-72-7311 0895-72-1214	norin@town.ainan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宇和島市、松野町、愛南町、鬼北町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額(千円)	面積(ha)
イノシシ	宇和島市	水稲	2,470	7.0
		果樹	16,745	10.5
		野菜・芋類	3,742	1.7
	松野町	水稲	31	0.40
		果樹	160	0.30
		野菜・芋類	185	0.12
	愛南町	水稲	2,050	2.38
		果樹	3,290	1.52
		野菜・芋類	1,870	1.35
	鬼北町	水稲	1,562	2.42
		果樹	2,176	3.77
		野菜・芋類	1,727	1.05
被害種別 計		水稲	6,113	12.20
		果樹	22,371	16.09
		野菜・芋類	7,524	4.22
獣種別 計			36,008	32.51

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品目	被害数値	
			金額(千円)	面積(ha)
ニホンジカ	宇和島市	水稲	3,261	2.5
		果樹	3,653	1.6
		森林	—	52.2
	松野町	水稲	181	0.30
		果樹	416	0.54
		野菜・豆類	91	0.05
		飼料作物	12	0.04
	愛南町	水稲	470	0.55
		果樹	1,980	0.94
		野菜・豆類	320	0.27
		森林	—	0.55
	鬼北町	水稲	1,276	1.78
		果樹	2,329	1.87
		野菜・豆類	1,803	0.89
		森林	—	129.97
		椎茸	320	0.08
被害種別 計		水稲	5,188	5.13
		果樹	8,378	4.95
		野菜・豆類	2,214	1.21
		森林	—	182.72
		飼料作物	12	0.04
		椎茸	320	0.08
獣種別 計			16,112	194.13

(2) 被害の傾向

イノシシ	令和3年度の南予地域のイノシシによる被害金額は、36,008千円となっており、令和2年度の39,335千円と比較すると8.5%の減となっている。
ニホンジカ	令和3年度の南予地域のニホンジカによる被害金額は、16,112千円となっており、令和2年度の15,286千円と比較すると5.4%の増となっている。

(3) 被害の軽減目標

①イノシシ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	36,294千円	33,481千円
被害面積	32.94ha	30.65ha

②ニホンジカ

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	16,179千円	14,589千円
被害面積	11.62ha	10.64ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>●共通事項</p> <p>各市町とも、鳥獣被害対策実施隊を設置し有害鳥獣の捕獲を実施してきた。</p> <p>狩猟免許取得の助成や有害鳥獣の捕獲に対する報償金等により捕獲圧の強化を図ってきた。</p> <p>また、捕獲後の処分に係る負担軽減を図るため、令和3年度に「減容化施設」を鬼北町に建設した。</p> <p>●イノシシ、ニホンジカ</p> <p>農作物被害が発生した場合や、人身被害の危険性がある場合などにおいて箱わなやくくり罠の設置または銃器による有害鳥獣の捕獲を実施してきた。</p> <p>また、有害鳥獣の捕獲効率を上げるため、令和4年度に「遠隔監視・操作システムを活用した大型捕獲檻」を2基購入した。</p>	<p>現在の捕獲従事者の高齢化や、若者の狩猟離れ等によって捕獲に従事する人口が減少傾向にあることから、新規の捕獲従事者の確保が必要である。</p> <p>比較的取得が容易な「わな猟免許」については、取得希望者がいる程度いるが、高額な維持管理費を要する銃器の所持許可や「銃猟免許」の取得希望者の確保が必要である。</p> <p>住民が主体となった捕獲の取り組みと捕獲技術の向上が課題であり、猟友会員による組織的な捕獲の実施が必要である。</p> <p>また、市町を越えた協力体制の構築や効果的な捕獲方法等の市町間における情報共有が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>各市町とも、住民が主体となった追い払いの実施や、侵入防止柵の設置の推進を行い、農作物被害の低減を図ってきた。</p> <p>また、県の事業を活用した被害防止対策を実施してきた。</p> <p>・鳥獣被害防止総合対策事業 等</p>	<p>集落における伐採や耕作放棄地等の藪の刈払い、集落での侵入防止柵の設置は土地所有者の同意や集落における合意形成が図られることが重要であり、設置後においては適切な維持管理が必要である。</p> <p>侵入防止柵の設置による被害防除の効果については、住民に浸透しつつあるが、設置していない隣の集落に被害が集中するようになるため、広域で設置する必要がある。</p>
生息環境管理その他取組	<p>関係機関と協力して、集落点検等の実施や追い払い講習会を実施してきた。</p>	<p>地域住民が主体となる鳥獣被害防止への取り組み体制の構築が重要となるため、今後も状況に応じて普及啓発を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

①広域連携

広域での連携として、令和5年10月の供用開始を目指し、鬼北町に「ペットフード加工処理施設」を整備し、令和6年度以降に宇和島市と鬼北町「一時保管庫」を整備する計画。

これにより、処理に伴う捕獲者等の負担軽減を図り、地域資源として新たな価値を創造することで、有害鳥獣駆除を推進し、もって有害鳥獣による被害低減を図る。

②イノシシ・ニホンジカ

捕獲従事者の確保を確保し、箱わなやくくり罠の設置または銃器による有害鳥獣の捕獲を実施する。

また、有害鳥獣の捕獲効率を上げるため、ICT等の最新技術を活用した捕獲檻や罠の実証実験を行い、有効性を確認する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

構成市町は、鳥獣被害対策実施隊を設置し、野生鳥獣による被害防除対策や有害鳥獣の捕獲等を実施している。

被害が発生した場合の捕獲は、従来どおり「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、市町ごとに鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度	イノシシ ニホンジカ	①ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ②被害対策としての捕獲について、協議会構成市町での情報共有や共同実施の検討
R6年度	イノシシ ニホンジカ	①ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ②被害対策としての捕獲について、協議会構成市町での情報共有や共同実施の検討
R7年度	イノシシ ニホンジカ	①ICT等先端技術の新規導入等による、捕獲活動の省力化 ②被害対策としての捕獲について、協議会構成市町での情報共有や共同実施の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画及び第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画を踏まえ、近年（3カ年）の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして設定した頭数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	県が定める上記、鳥獣保護管理事業計画及び適正管理計画に基づく基準による。 加えて構成市町の被害防止計画に準ずる。		

捕獲等の取組内容

構成する市町ごとに、被害発生が集中する時期やその他適正な時期において、被害の状況等から判断し、合理的かつ効果的な捕獲を行う。
 なお、捕獲の際には獣種別に適正した捕獲方法によって捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

構成する市町ごとに、必要に応じてライフル銃による捕獲等を実施する。
 実施する必要性及びその取組内容については、構成市町の被害防止計画に準ずる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の整備計画は、構成市町の被害防止計画に準ずる。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	個人や法人・団体及び集落が取り組む被害対策のうち、侵入防止柵の管理等については、専門的な知識も必要となることから関係機関と連携し、適宜、集落等へのアドバイスができる体制を整備する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5 年度	イノシシ ニホンジカ	市町間の連携による広域対策の検討 ①ICT 等先端技術の運用状況の現地視察 ②減容化施設の運用状況の現地視察 ③ペットフード加工処理施設の運用方法 ④一時保管庫の運用方法
R6 年度	イノシシ ニホンジカ	市町間の連携による広域対策の検討 ①ペットフード加工処理施設の運用状況の現地視察 ②一時保管庫の運用方法 ③ペットフード加工処理施設の運用における課題の洗い出し
R7 年度	イノシシ ニホンジカ	市町間の連携による広域対策の実証 ①一時保管庫の運用状況の現地視察 ②一時保管庫の運用における課題の洗い出し

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
市町	宇和島市農林課	被害状況の把握、関係機関との連絡調整、有害鳥獣捕獲許可
	松野町役場農林振興課	周辺住民への周知、関係機関との情報交換及び連絡・調整
	愛南町農林課	情報提供と連絡調整・対応協議
	鬼北町農林課	地域住民への伝達、関係機関との連絡調整、猟友会に対する出動要請
愛媛県	南予地方局(森林林業課)	関係機関との情報交換・連絡調整、対応協議、鳥獣保護管理法に基づく捕獲に関する指導、助言
	自然保護課	関係機関との情報交換、緊急時捕獲作業に関する指導・助言
警察	宇和島警察署	初動対応、現場の安全の確保、関係機関との情報交換、捕獲作業に関する指導・助言、捕獲のための市街地での発砲に関する協議
	愛南警察署	情報収集と町民の安全確保
猟友会等	宇和島市猟友会、吉田猟友会、三間猟友会、津島猟友会(宇和島市)	現地調査、情報提供、捕獲活動
	松野猟友会、目黒猟友会(松野町)	現地調査、情報提供、捕獲活動
	南宇和猟友会、愛南わなの会(愛南町)	被害鳥獣の捕獲等安全確保
	広見猟友会、日吉猟友会(鬼北町)	鬼北町からの出動要請による現場対応
	鬼北町鳥獣被害対策実施隊	広報車による広報による住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、構成市町の被害防止計画に準ずる。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

南予地域各市町（宇和島市、松野町、愛南町、鬼北町（以下、「南予地域」という。）において捕獲した有害鳥獣の多くは埋設処分（松野町を除く）されており、高齢化している捕獲者にとって大きな負担となっている。

そのため、関係市町が連携し、広域でペットフード加工処理施設及び減容化施設を整備することで捕獲鳥獣の有効活用と残渣等処理の効率化及び省力化を図ることができ、捕獲意欲の向上と新規捕獲者の確保につながり、捕獲数を増加させることができる。

また、関連施設として、令和6年度以降に一時保管庫（鬼北町1基、宇和島市3基）を整備する。

なお、南予地域において捕獲等をした対象鳥獣は、自家消費、松野町の食肉処理施設に持ち込まれる分を除き、その一部をペットフード加工処理施設及び一時保管庫へ持ち込み、その他の個体は埋設、焼却及び減容化施設で処分する。また、食肉処理施設の残渣は産業廃棄物として処分し、ペットフード加工処理施設の残渣は減容化施設で処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	<p>南予地域において捕獲等をした対象鳥獣は、自家消費、松野町の食肉処理施設に持ち込まれる分を除き、埋設処分されている状況である。</p> <p>そのため、南予地域各市町（宇和島市、松野町、愛南町、鬼北町）が連携して、鬼北町にペットフード加工処理施設及び一時保管庫を整備し、ペットフード用原料・ペットフードの製造及び販売を行う。</p> <p>ペットフード加工処理施設及び一時保管庫、減容化施設を整備することにより、捕獲鳥獣の有効活用と残渣等処理の効率化及び省力化を図ることができ、捕獲意欲の向上と新規捕獲者の確保に繋げ、捕獲数を増加させることで、農作物等への被害軽減を図る。</p>
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

食肉用については、松野町において整備されている処理施設で処理加工を行う。ペットフード用として各市町から捕獲等した対象鳥獣をペットフード加工処理施設へ搬入し、ペットフード用原料、ペットフードの製造を行い、販売する。

ペットフード用原料については、地元愛媛県の(株)マルトモ等と連携するとともに、南予ブランドのペットフードを開発、販売することを目標とする。

なお、ペットフード加工処理施設の処理頭数は、令和5年度は622頭を目標とし、概ね3年後

(令和7年度)に2,210頭を目指す。

運営体制は、指定管理者制度を活用し、指定管理者に運営を担ってもらい、民間のノウハウを活用したサービスの向上と経費の削減等を図る。

市町名	目標処理頭数 (令和5年度)	目標処理頭数 (令和7年度)
宇和島市	19頭	1,333頭
松野町	17頭	17頭
愛南町	0頭	148頭
鬼北町	586頭	712頭
計	622頭	2,210頭

また、関係法令及びガイドライン等に基づき衛生的な処理を行い、消費者への安全性を確保する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ペットフードの処理加工に携わる者の資質向上を図るため、「野生鳥獣処理活用技術者研修会」等に参加して知識を深める。また、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者を育成するため、有害鳥獣捕獲者向けの研修会等を開催する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南予地域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
宇和島市	関係機関との連絡調整
松野町	関係機関との連絡調整
愛南町	関係機関との連絡調整
鬼北町	関係機関との連絡調整
宇和島市鳥獣被害防止対策協議会（農林課）	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
松野町鳥獣被害防止対策協議会（農林振興課）	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
愛南町鳥獣被害防止対策協議会（農林課）	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
鬼北町鳥獣被害防止総合対策協議会（農林課）	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換

(2) 関係機関に関する事項

関係機関に関する事項は、構成市町の被害防止計画に準ずる。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各市町の設置状況

4市町とも、鳥獣被害対策実施隊を設置し、野生鳥獣被害に対する対策を推進・実施しており、併せて、有害鳥獣捕獲にも取り組んでいる。

平成24年度 鬼北町 (11/28)

平成25年度 松野町 (10/3)

平成25年度 宇和島市 (3/1)

平成26年度 愛南町 (4/1)

※「設置年度 市町名 (設置月日)」の順で記載

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

Blank box for additional information regarding other disaster prevention measures implementation system.

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市町間の連携による被害防止対策を実施するにあたり、南予地域の鳥獣被害の現状や捕獲実績等の情報共有を図るとともに、県や関係機関との連携の強化を進める必要がある。